

関係事業者の皆さまへ

## 「南海トラフ地震防災対策計画」の作成について

西宮市

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ巨大地震の津波により30cm以上の浸水が想定される区域内で、一定の施設を管理・運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた南海トラフ地震防災対策計画を作成しなければなりません。

南海トラフ地震防災対策計画の作成対象事業者

作成義務のある事業者は、兵庫県が平成25年12月に公表した津波浸水予測において、30cm以上の浸水が想定される区域で、以下の施設、事業等を運営管理する方です。

- ・病院、飲食店、ホテルその他不特定多数の方が出入りする施設
- ・社会福祉施設、学校
- ・石油類、火薬類、高圧ガスなどの施設
- ・鉄道、バス、航路事業、放送、ガス、水道、電気事業 など

対象事業者、対象区域については巻末の西宮市ホームページで確認をお願いします。

消防法等に基づき消防計画等を作成する義務のある方は、対策計画に代えて、対策計画に定める事項を盛り込んだ消防計画等を作成する必要があります。この計画部分を「南海トラフ地震防災規程」と言います。

南海トラフ地震対策計画に定める事項

- ・津波からの円滑な避難の確保に関する事項（避難場所、避難経路等）
- ・防災訓練に関する事項（訓練の実施内容、方法等）
- ・地震防災上必要な教育及び広報に関する事項（職員の役割等に関する教育の実施内容、方法等）

作成の期限 平成26年9月29日（月曜日）

提出先 各消防署(提出先の消防署より提出依頼が届く予定です)

お問い合わせ先

- 西宮市消防局予防課 電話：0798-26-0119
- 西宮市西宮消防署 電話：0798-23-0119
- 西宮市鳴尾消防署 電話：0798-49-0119
- 西宮市防災計画総務課 電話：0798-35-3547

西宮市ホームページに手引きや届出様式等、南海トラフ地震対策計画等の作成に当たって参考となる資料を掲載しています。

<http://www.nishi.or.jp/contents/0003125300050003700105.html/>